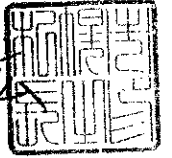


札幌市環境プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第54号

札幌市環境プラザ条例の一部を改正する条例

札幌市環境プラザ条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,200円」に、「2,600円」を「2,900円」に、「5,800円」を「6,400円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「5,200円」を「5,800円」に、「11,600円」を「12,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。